

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	熊谷小川秩父線
供用開始の区間	秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五八 一一番一地从先から 同郡同町大字横瀬字拾四番五九七四 番五地先まで
供用開始の期日	平成二十八年三月十五日
備考	平成二十年七月四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示三十一号で告示した道路予定区域の（一部）供用開始である。 延長五四〇・九〇メートル （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）